

4

認定後に提出する書類

1. 認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書の記入方法

認定NPO法人等は、毎事業年度初めの3月以内に、認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書を所轄庁へ提出しなければなりません。また福岡県以外の都道府県に従たる事務所がある場合には、従たる事務所の所在地の所轄庁にも提出しなければなりません。

(1) 提出年月日

提出する年月日を記入します。

(2) 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地、法人名、代表者名は登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。

(3) 認定(仮認定)の有効期間と事業年度

認定(仮認定)の有効期間と報告の対象期間の事業年度を記入します。

(4) 添付書類

認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書を表紙にして、次頁の(1)から(3)の各書類と一緒にとじて提出します。

チェック欄でチェックをしながら提出する書類を確認してください。

(1)の前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程については、一度提出し、その後内容に変更がない場合は、その旨を記載した書類を提出します。

(2)の①～⑦の各書類の内容については、P134を参照してください。

(3)の各書類は認定(仮認定)申請時に提出した認定基準等チェック表のうち第3表(口の欄の記載を除く。)、第4表、第5表、第7表及び欠格事由チェック表です。これらの書類は、認定等の有効期間中の毎事業年度、作成して提出します。

受付印

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
 仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

平成 26 年 6 月 15 日	主たる事務所の所在地	〒000-0000 福岡県〇〇市〇〇〇	
		電話 (000) 000 - 0000 FAX (000) 000 - 0000	
	(フリガナ) 法人名	トクテイヒエイリカツドウホウジン フクオカカイ	
		特定非営利活動法人 福岡会	
	(フリガナ) 代表者の氏名	フクオカ ウメヨ 福岡 梅代 (印)	
福岡県知事 殿	認定 (仮認定) の有効期間		事業年度
	自平成 25年 12 月 1 日 至平成 30年 11 月 30 日	自平成 25年 4 月 1 日 至平成 26年 3 月 31 日	

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄 ✓	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	✓	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	✓	
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	✓	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	✓	(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	✓			
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	✓		認定基準等チェック表 (第 3 表) ※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。	✓
			「役員 の 状況」第 3 表付表 1	✓
			監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	✓
④ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員 の 配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	✓		認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	✓
			認定基準等チェック表 (第 5 表)	✓
			認定基準等チェック表 (第 7 表)	✓
		欠格事由チェック表	✓	

4

認定後に提出する書類

2. 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類の記入方法

1. 資金に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細は、活動計算書の経常収益の部の「受取会費」、「受取寄付金」「受助成金等」「事業収益」「その他収益」の順に記入します。(2) 借入金の明細は、借入金がある場合にその借入先ごとの内訳を記入します。(3) その他の欄には上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記入します。

2. 資産の譲渡等の内容に関する事項

(1) ～ (3) の各欄には、譲渡資産の内容、料金や特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記入します。個別に記入する代わりに、料金表やカタログ等を添付する場合にはその旨を記入します。

3. 取引の内容に関する事項

(1) 及び (2) の各欄には、収益及び費用が生ずる取引についてそれぞれ取引金額の最も多いものから上位5者の取引内容について順次記入します。(3) の欄には、役員、社員、職員、寄附者またはこれらの者の親族等¹との間の取引等について前事業年度中に生じたものを記入します。

4. 寄附者に関する事項

役員（役員の親族等を含む。）からの寄附で、その事業年度中の合計が20万円以上の場合のみ記入します。役員からの寄附であっても20万円未満のもの、また役員以外からの寄附については20万円以上でも記入する必要はありません。

5. 給与の総額等に関する事項

その事業年度中に給与の支給をした従業員の総数と支給総額を記入します。

6. 支出した寄附金に関する事項

その事業年度中に支出した寄附金（助成金を含む。）について支出日ごとに記入します。

7. 海外への送金等に関する事項

その事業年度中に行った200万円以下の海外への送金または金銭の持ち出しについて実施日ごとに記入します。なお、200万を超える海外送金等については、送金等をする前に所轄庁へ書類を提出する必要があります。（→P139）

1 親族等の定義は、P92 脚注1を参照してください。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	事業年度	25年4月1日～26年3月31日
-----	---------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	120,000 円
受取寄付金	950,000 円
受取助成金	1,000,000 円
介護事業収益	27,500,000 円
利用者負担金収益	2,800,000 円
地域交流事業収益	850,000 円
受取利息	453 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	32,000,453 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
NPOバンクふくふく	500,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	500,000 円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
介護ボランティア読本	500円	1冊(原価で販売)
福岡会ロゴ入りTシャツ	3,000円	1枚
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

記入に際しては、NPO法人が行った資産の譲渡等だけでなく、NPO法人に対して行われた資産の譲渡等についてもすべて記入します

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
福祉用具の貸与	円	料金表を添付
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
訪問介護サービス、デイサービス	円	料金表を添付
介護の無料講習会・無料相談会	円	チラシを添付
介護ボランティア研修受け入れ	円	実費本人負担
高齢者と子どもの交流会参加費	円	料金表を添付
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4

認定後に提出する書類

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
国保団体連合会	福岡市中央区・・・	27,500,000円	介護事業収益
太陽財団	福岡市博多区・・・	1,000,000円	助成金
北九州四郎	北九州市小倉北区・・・	100,000円	寄付金
直方六郎	北九州市八幡西区・・・	100,000円	寄付金
春日二郎	福岡市南区・・・	100,000円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
土地 貸太	福岡市南区・・・	1,440,000円	家賃
北九州四郎	福岡市東区・・・	1,200,000円	役員報酬
直方 六郎	北九州市八幡西区・・・	1,200,000円	役員報酬
(株)燃料販売	北九州市小倉北区・・・	870,000円	車両ガソリン代
〇〇損害保険	福岡市中央区・・・	400,000円	損害保険

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
飯塚花子	理事	飯塚市芳雄町・・・	H25.2.1	10,000円	講師料

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当者なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
25人	19,390,000円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .	該当なし			円
. .				円
. .				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .	該当なし	円
. .		

4

認定後に提出する書類

3. その他提出すべき書類

認定NPO法人等は、毎事業年度提出する書類以外に、次の書類を所轄庁へ提出します。

(1) 助成金の支給を行った場合の実績の提出書

認定NPO法人等が助成金の支給を行なった場合には、支給後遅滞なく所轄庁へ提出しなければなりません。助成対象の事業等の欄は、事業等の内容を具体的に記入します。

(→P140)

(2) 海外への送金又は金銭の持ち出しを行う場合の提出書

認定NPO法人等がその事業年度中に200万円を超える海外への送金または金銭の持ち出しを行う場合は、事前に所轄庁へこの書類を提出しなければなりません。ただし、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な時は、「事前に提出できなかった場合の理由」の欄にその理由を具体的に記入し、その送金または持ち出し後、遅滞なく提出してください。(→P141)

(3) 代表者の変更届出書

認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合には、所轄庁へ届出をします。

(4) 定款変更後の認証を受けた場合の提出書

2以上の都道府県に事務所を設置する法人が定款の変更の認証を受けた場合に、所轄庁以外の関係知事に提出をします。

受付印

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書
 仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

平成 26 年 11 月 15 日	主たる事務所の所在地	〒000-0000 福岡県〇〇市〇〇〇 電話 (000) 000 - 0000	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン ミドリノカイ	
	法人名	特定非営利活動法人 緑の会	
	(フリガナ)	タガワ タロウ	
	代表者の氏名	田川 太郎 ⑩	
福岡県知事 殿	認定（仮認定）年月日	平成 25 年 12 月 1 日	
	認定（仮認定）の有効期間	自平成 25 年 12 月 1 日 至平成 30 年 11 月 30 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
平成 26 年 11 月 5 日	NPO法人グリーンぽっと	100,000 円	植林事業
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

4 認定後に提出する書類

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
 仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
受付印

平成 27 年 1 月 15 日 福岡県知事 殿	主たる事務所 の所在地	〒000-0000 福岡県〇〇市〇〇〇 電話 (000) 000 - 0000		
	(フリガナ) 法人名	トクテイヒエイリカツドウホウジン ミドリノカイ 特定非営利活動法人 緑の会		
	(フリガナ) 代表者の氏名	田川 太郎 ⑧		
	認定 (仮認定) 年月日	平成	25 年 12 月 1 日	
	認定 (仮認定) の有効期間	自 平成	25 年 12 月 1 日	
		至 平成	30 年 11 月 30 日	
海外へ 200 万円超の 送金 金銭の持出し を 行うことになった 行った ので、特定非営利活動促進法 第 55 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下のとおり提出します。				
金額	使途	予 定 日 (実 施 日)		
2,500,000 円	海外での緑化事業実施のための苗木購入費	平成 27 年 2 月 1 日		
円		年 月 日		
円		年 月 日		
円		年 月 日		
円		年 月 日		
円		年 月 日		
円		年 月 日		
(事前に提出できなかった場合の理由)				

4 認定後に提出する書類

4. 認定NPO法人の領収書の作成方法

寄附者が寄附金控除を受けるため確定申告をする場合には、寄附金の領収書を添付する必要があります。

認定NPO法人等が発行する領収書には決まった形式はありませんが、記載しなければならない事項がいくつかあります。

認定NPO法人等は、受け取った寄附金については寄附者名簿を作成して管理するとともに、寄附者に対して寄附金の領収書を発行し、その控えを管理しておく必要があります。

① 寄附者の氏名、住所

認定NPO法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、寄附者の住所が記載されていることが条件となります。

② 寄附金を受領した日付

③ 寄附金の金額

④ 認定NPO法人等の名称、所在地

⑤ 認定等通知書に記載された番号

⑥ 認定年月日

⑦ 寄附金の使用目的（特定非営利活動に係る事業に限る）

領 収 書

〒..... ①

福岡市...

福岡 マツ子 様

②

平成 25 年 12 月 31 日

寄附金として下記の金額を領収いたしました。

金 100,000 円 ③

認定特定非営利活動法人 福岡会

〒000-0000

福岡県〇〇市〇〇〇

法人
印

④

⑤

(認定番号*****)

⑥

認定年月日 平成 25 年 12 月 1 日)

⑦

上記金額は、下記の特定非営利活動への寄附金であることを証明します。

1.

2.

3.

当寄附金は、所得税・法人税・相続税の控除対象寄附金です。

当寄附金は福岡県、北九州市、福岡市の条例指定対象寄附金です。

その他については、個別に各市町村にお問い合わせください。

